令和６年度ワーケーション推進事業業務委託仕様書

# 委託業務の名称

ワーケーション推進事業

# 業務の概要

　本県での親子を対象としたワーケーション体験について、企業を通じた情報発信を行うことで、制度化の促進と観光誘客を図る。

# 契約期間

契約締結日から令和７年３月２８日（金）まで

# 業務内容

## （１）親子向けワーケーションプランの企画・実施

以下のとおり、受託者（または受託者のグループ会社）のワーケーション制度を利用した親子向けのワーケーションプランを企画し、実施すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 受託者（または受託者のグループ会社）の社員等で、原則小学生または中学生までの子どもがいる家族 |
| 時期 | 原則、学校の夏休み期間中 |
| 日数 | １泊２日以上 |
| 人数等 | ３家族以上（１家族につき、親１名以上、子１名以上） |
| 内容 | 旅行期間のうちの１日は、親のワーク中の子どもの過ごし方を工夫したプランとすること。（例えば、滋賀県での体験等をとおして、学校の宿題（自由研究等）に取り組めるなど。） |
| 宿泊施設は、原則として「シガリズムワーケーション」パンフレットに掲載されている施設から選択すること。 |
| プランの企画にあたっては、有識者等の意見を踏まえること。 |

## （２）情報発信

以下のとおり、（１）の内容に係る情報発信業務を行うこと。

　　ア　取材等

・（１）で実施する企画に同行し、写真撮影、取材等を行うこと。

　　イ　記事作成

・アで取材した体験内容や、本県でのワーケーションの優位性、親子向けワーケーションの意義、企業におけるワーケーション制度導入のメリット等を含めた記事を作成すること。

　　ウ　記事等の発信

　　　・受託者（またはグループ会社）の発信力を活かした情報発信を実施すること。

## 成果発表

令和７年３月（予定）に開催される滋賀県ワーケーション推進部会（約20名）において、本取組の事例発表（オンライン可、15分～30分程度）を行うこと。

５　納品物および納期

（１）提出物

① 事業計画書・実施体制

ア 内 容：事業内容、事業スケジュール、実施体制をまとめたもの。

イ 提出時期：契約締結後、1週間以内に提出すること。

② 実績報告書

ア 内 容：各業務の取組内容および取組結果をとりまとめた報告書。

イ 提出時期：令和７年（2025 年）３月14日まで

（２）提出物の形式・必要部数等

・書面（紙媒体）3部、および電子データ（MS Word・Excel・PowerPoint、PDF 等）を記録したCD-R1枚。

・書面は提出物ごとにまとめ（必要に応じてファイリングし）、業務や項目ごとにインデックスを付けるなど、分かりやすくまとめること。

・電子データについては、業務や項目ごとにフォルダを分け、各ファイル名は、内容が想定できるよう配慮すること。

・実績報告書と提出時期が同一のものは、実績報告書にまとめて提出しても構わない。

（３）提出先

公益社団法人びわこビジターズビューロー 国内誘客部　知田

　　　　　〒520-0806　滋賀県大津市打出浜2番1号　コラボしが21　6階

# ６　その他

　・業務開始時を含め、随時委託者と打合せ（初回のみ対面必須）を実施すること。

　・業務の進捗状況は、随時メール等で報告すること。

　・業務完了後は、本取組について報告書を作成し提出すること。

　・本業務に係る委託料には、個人給付に該当する経費（個人の宿泊料や体験料等に係る割引等）が含まれないので、注意すること。

　・その他、本仕様書に疑義が生じた場合や定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上、決定するものとする。

・参加者の旅行期間中における怪我や事故には最善の注意を払うとともに、万が一に備えて保険に加入すること。

・参加者が旅行中に被った損害を補償し、他者に与えた損害を賠償する保険に加入すること。

・受託者は、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

・成果物の所有権、著作権、利用権は当ビューローに帰属するものとする。なお、成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

・本業務により得られた成果物および資料、情報等は、当ビューローの許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うとともに、これに対する経費は受託者の負担とする。

・この仕様書について、疑義が生じた時または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、当ビューローと協議するなど、綿密な連絡を保ちながら事業を遂行すること。

・受託者は、事前に当ビューローの承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

・業務委託料の支払いは精算払とする。

・受託者は見積書を提出すること。

・本仕様書に明示なき業務であっても、業務の性格上、必要と認められるものについては、両者協議により業務を進めるものとする。